

平成23年3月22日

栃木県県民生活部 青少年男女共同参画課 青少年育成ご担当 御中

郵便番号 105-0003  
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階  
氏 名 社団法人電気通信事業者協会  
電話番号 (03)3502-0991

## 「栃木県青少年健全条例の一部改正(案)」についての意見

「栃木県青少年健全条例の一部改正(案)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者(以下、各事業者)の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

### <1 改正の趣旨について>

改正の趣旨に示されている「インターネット上において流通する有害情報に起因した青少年の被害」がどのような情報によるどのような被害を指しているのか明確化をお願いいたします。貴県の想定している被害が、見ず知らずの他者とのコミュニケーションに起因する福祉犯罪等の被害であれば、そのような被害を防ぐためには、青少年におけるインターネットを適切に活用する能力(リテラシー)の習得を目指した取り組みを推進することが必要です。

フィルタリングサービスは、青少年有害情報の閲覧リスク軽減に有効な手段ではありますが十分ではありません。本改正条例案にあるような携帯電話契約時の説明強化等の一時的な取り組みだけでなく、子どものインターネット利用に対する保護者自身の意識及び知識の向上に向けた、継続的かつ実効性のある普及啓発も必要と考えます。そのためにも、啓発の場に保護者等の積極的参加を促す仕組みを取り入れる必要があると考えます。

### <2 改正の内容 (1)県の責務について>

青少年の健全育成には、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であると認識しており、この観点から、県の責務にあげられている貴県の姿勢に賛同いたします。私ども各事業者及び教育関係団体等の民間団体では、自主的取り組みとして、青少年のインターネット利用状況やフィルタリングサービスの普及状況等を踏まえつつ、フィルタリングサービスの必要性についてご理解いただけるよう、継続して様々な施策を実施しているところであり、情報モラル教育についても、引き続き各事業者における携帯電話教室の開催等により協力して参る所存です。貴県におかれましては、このような民間の自主的な取り組みを促進すべく引き続きご支援頂ければと思います。

## <2 改正の内容 (2)保護者の責務等について>

フィルタリングを利用しない場合の書面提出義務について、その趣旨・目的理由(期待する効果)を明確にさせていただくと共に、これらの運用方法が各事業者に過度な負担とならないよう、ご配慮いただきたく存じます。また、申出書が提出されない場合においても、電気通信事業者は電気通信事業法に規定されております役務提供義務(法第 121 条)の観点により、役務提供の拒否を行うことはできません。解除申出書の運用と、電気通信事業法との整合性等もご考慮いただき、今後も意見交換を通じて関係法令と齟齬が生じないようにご配慮いただけますようお願い致します。

## <2 改正の内容 (3)携帯電話事業者等の説明義務等について>

各事業者は、現在も携帯電話の利用者が青少年であるかどうか確認すると共に、携帯電話インターネットの利用により青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずる可能性があること等を書面にて説明しております。その際、事業者によっては自社のフィルタリングサービスの説明もあわせて行うことから、独自の書面を用いるなど、各事業者工夫した対応をとっております。したがって、説明書交付義務の追加にあたっては、交付する説明書の様式を規定することなく、各事業者が現在説明に用いている書面をもって要件を満たすこととしていただきたいと思いますと考えます。また、各事業者は他の自治体において既に施行された条例に倣い運用を開始していることから、当該書面の保存方法についても各事業者が現在行っている運用をもって要件を満たすこととしていただきたいと思いますと考えます。

## <【携帯電話事業者等に対する立入調査等の取扱い】について>

立入調査等については、調査を拒んだ場合等に罰則が科せられるとのことですが、商戦期においては店頭が大変混み合い、調査対応が非常に難しい場合がございます。このような繁忙期には調査をお控えいただく等、各事業者の営業活動の妨げにならないようにご配慮いただきたくお願い致します。

以上